

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第70号 発行日：令和5年9月26日
発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

熊本訴訟、ついに結審を迎える！！

令和5年9月8日、ノーモア・ミナマタ第2次熊本訴訟の裁判期日が開かれました。平成25年6月の第1陣48名の提訴から10年余を経て、第1, 2陣原告144名について、弁論を終結しました。

裁判所は、**1, 2陣原告144名について、令和6年3月22日（金）11：00に判決を言い渡すと指定しました。**この日、すべての裁判手続を終結する予定で行われた「結審弁論」では、代理人9名（寺内大介弁護士、村山雅則弁護士、黒田裕美子弁護士、菅一雄弁護士、中島潤史弁護士、川邊みぎわ弁護士、福永紗織弁護士、高峰真弁護士、園田昭人弁護士）が、裁判手続の集大成となる意見を述べました。

原告からも2名、この結審弁論で裁判所に力強いメッセージを届けました。

判決対象原告の一人である中村房代さんは、「食器を運ぶときにガタガタ音を立ててしまったり、食事の際に食べ物を落としてしまうご自身の画像を背景に、『仕事をしているくせに水俣病なんかじゃない』などの言葉を投げかけられ胸が苦しくなる、1日も早い救済を期待します」と訴えました。

森正直原告団長は、「被告ら側が申請した医師証人が『水俣病患者を見たことがない』と言いつつ『原告の症状を水俣病といいがたい』と証言を聞いたとき怒りが沸きおこった、亡くなった原告の葬儀に参列した際、亡くなくてもなお『みんなを助けて』と訴えているようで、判決を聞かずに亡くなったことが無念だったろうと思うと涙が止まらなかった、すべての被害者救済の基本となる判決を下してほしい」と訴えました。

最後に、熊本弁護団長である園田弁護士から、「水俣病の歴史においては、司法判断が平成7年の政府解決策や平成21年の特措法などの救済策を引き出した、熊本地裁判決が最終解決に決定的な影響を与える」として正義の判決を求め、結審弁論を終えました。

9月27日は近畿訴訟の判決！！東京でも決起集会、開かれる

8月26日、判決を間近に控えた近畿訴訟を我がこととして共にたたかい、必ず勝利することをめざして原告団決起集会が開かれました。集会には原告・弁護団、支援者60人が参加しました。

近畿訴訟弁護団の早川光俊弁護士は「国や県が、毒性のある魚介類による食中毒事件として、魚介類摂取の一時的な禁止措置や早期の原因調査などの適切な対応をしていれば、現在潜在的には10万人以上といわれる被害者を生むことはありませんでした。」と被害拡大の責任を指摘しました。近畿原告の森下照美さん（熊本県宮野河内出身）は、「結審以降、できることはすべてやるという姿勢でたたかってきました。最初に判決がでる責任は重大です。全体のたたかいとして東京のみなさんとともに頑張っていきたい。」と訴えました。



▲東京決起集会の様子

【今後の予定】

9月27日 近畿訴訟 判決
翌3月22日 熊本訴訟 判決

とある弁護団員のヒトリゴト
ついに結審を迎えた熊本訴訟ですが、全体解決のためにも世論のパワーが必要です。頑張りましょう！！（熊本弁護団・石黒大貴）

第40回ミナマタ現地調査 被害の実相をめぐる不知火海海上視察

令和5年8月19日（土）、1隻のクルーザーを貸し切って、不知火海沿岸を視察するツアーが開催されました。水俣市の丸島新港を出港し、津奈木町、芦北町、姫戸町、龍ヶ岳町、倉岳町、新和町、河浦町の沿岸をめぐり、獅子島、長島を眺めて水俣市に戻ってくるツアーでした。たとえば、水俣病特措法の救済対象地域である龍ヶ岳町と対象地域外とされている姫戸町の境界には行政の標識が掲げただけで、地理的に何の違もなく、線引きが不合理であることを参加者は目の当たりに体感しました。不知火海沿岸地域をめぐるコースは、令和4年9月26日に大阪地裁の裁判官が、令和5年6月5日に熊本地裁の裁判官が、同じようにクルーザーに乗り込み体感したコースとほぼ同じでした。

▼不合理な線引を説明する原告



▲団結する参加者一同

熊本訴訟結審前集会での一致団結！

令和5年9月20日（日）、つなぎ文化センターにおいて、熊本訴訟結審前集会が開かれました。令和5年9月8日に結審期日を迎えるノーモア・ミナマタ第2次熊本訴訟に向けて、約300名が参加しました。

水俣病被害者とともに歩む国会議員連絡会から、野間健衆議院議員（立憲民主党）、田村貴昭衆議院議員（日本共産党）に参加いただき、力強い連帯のあいさつをいただきました。熊本訴訟の原告を代表して3名からたたかひの映像とともに被害の訴えが行われ、思いを共有しました。ノーモア・ミナマタ第2次熊本訴訟弁護団からは園田昭人弁護団長から熊本訴訟の報告があり、ノーモア・ミナマタ全国連の仲間の大阪、東京、新潟からもそれぞれ報告と決意表明がありました。参加者一同が熊本結審の先を見据えたたたかひに向けて一致団結した集会になりました。

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

（連絡先） ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目16-1

マルダイビル1階 たんぼぼ法律事務所内（担当 広瀬）

電話 096-247-6185 F A X 096-247-6186

HP <http://www.no-more-minamata.jp/>



ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索